

つがる西北五広域連合病院事業物品等入札参加資格審査 規程

平成 24 年 3 月 30 日

病院事業管理規程 第 22 号

（趣旨）

第1条 この規程は、つがる西北五広域連合（以下「広域連合」という。）の病院事業が発注する物品の買入れ、製造の請負（工事の請負を除く。）その他の契約に係る競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者の資格審査及び入札参加者の選定について必要な事項を定めるものとする。

（入札参加者の選定）

第2条 管理者は、入札に参加する者を指名しようとするときは、広域連合を構成するいずれかの市町に参加資格がある者の中から選定するものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。